

第 10 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 4 年 12 月 15 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時 5 分

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	3 番委員	齊 藤 喜 兆
4 番委員	杉 崎 一三六	5 番委員	杉 本 明 彦
6 番委員	林 隆	7 番委員	戸 坂 昭 一
8 番委員	杉 本 富美男	9 番委員	倉 田 邦 昭
10 番委員	榎 本 弘 行	11 番委員	山 口 祐 二
12 番委員	山 内 亜樹子	13 番委員	矢ヶ崎 宏 始
14 番委員	吉 井 美華子	15 番委員	藏 見 洋 久
16 番委員	田 中 敏 夫	17 番委員	石 原 康 裕
18 番委員	加 納 松 男	20 番委員	篠 宮 稔

欠席委員

2 番委員	野 口 一 盛	19 番委員	荻 本 末 子
-------	---------	--------	---------

事 務 局

局長	元木勇治	次長	朝倉恵一
書記	佐野純子	書記	秋山雄亮

○元木事務局長　それでは、ただいまから第10回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ16人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、2番議席の野口委員、19番議席の荻本委員につきましては、本日都合により欠席、3番議席の斉藤委員、7番議席の戸坂委員につきましては、都合により遅れる旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしく申し上げます。

(斉藤委員着席)

○議長(矢ヶ崎会長)　皆さん、こんにちは。先月の農業まつりには、農業なんでも相談をはじめ、委員の皆様にご協力いただきまして、無事終わることができました。ありがとうございました。また、昨日の農産物展示品評会の表彰式にも委員の皆様に参加していただきまして、誠にありがとうございました。

早いもので、今年もあと2週間余りとなりますが、本日は最後の総会となります。よろしく願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。本日の議事録署名委員には、1番議席の荒井委員、3番議席の斉藤委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」。

以上2件を事務局から説明します。

(戸坂委員着席)

○朝倉事務局次長　報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」。

それでは、報告第24号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出に

ついて」であります。農地法第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、賃借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けることになっております。ただし、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は、農業委員会への届出となっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺南町2丁目●番●外11筆、面積は5,786平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。10月19日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、10月24日に受理通知書を交付しております。

報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」です。次のページをお願いいたします。資料、報告第25号を御覧ください。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は国領町7丁目●番●、面積は927平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏、譲受人は誠賀建設株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。矢ヶ崎会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は第二小学校の南側にある土地であり、生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、11月11日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、11月16日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は西つつじヶ丘1丁目●番●、面積は786平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社ベルフラッツであり、転用目的は共同住宅の建設であります。倉田委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。これらの土地は神代保育園の南側にある土地であり、以前は生産緑地ではありませんでしたが、令和4年3月に買取り申出がなされ、同年6月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う共同住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、11月17日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、11月24日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から2件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見

がありましたらお願いします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の2件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)について、以上2件を事務局より説明します。

○朝倉事務局次長　それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。最初の表、令和4年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地として権利の移転等があったものとして、農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出は1件、5,786平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和4年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出はありませんでした。所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が件数2件、面積1,713平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和4年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和4年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございますが、今回の総会審議状況で前回から変更になった部分でございます。農地法第4条は変更ありませんでした。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数11件、面積1万1,631平方メートル。上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数3件、面積1,931平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数27件、面積1万8,791.59平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予

を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●番●外4筆、面積は合計で1,367平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●番●外10筆、面積は合計で3,056平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は入間町3丁目●番●外2筆、面積は合計で1,088.09平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。藏見委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町6丁目●番●外2筆、面積は合計で1,418平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は野水1丁目●番●外1筆、面積は合計で3,123平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は下石原2丁目●番●外2筆、面積は合計で3,718平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本明彦委員が現地確認をしております。

次のページをお願いします。番号7について御説明いたします。土地の所在は布田6丁目●番●外7筆、面積は合計で3,787平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

番号8について御説明いたします。土地の所在は上石原3丁目●番●外4筆、面積は合計で2,945平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。林委員が現地確認をしております。

番号9について御説明いたします。土地の所在は国領町6丁目●番●外10筆、面積は合計で5,739平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

番号10について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●外1筆、面積は合計で556.23平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地

確認をしております。

番号11について御説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘4丁目●番●外5筆、面積は合計で2,627平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。倉田委員が現地確認をしております。

番号12について御説明いたします。土地の所在は入間町2丁目●番●外1筆、面積は合計で508平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。藏見委員が現地確認をしております。

番号13について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●、面積は178.03平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

なお、番号1から13につきましては、全ての申請書類に不備がなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告の2件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、御報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項についてです。

回りの総会は、令和5年1月19日木曜日午後3時から、調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願ひします。

また、総会終了後は研修会、新年会がありますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第10回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時23分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

1 番委員

3 番委員